【カンボジア】カンボジア税関総局による税関登録制度（IPRRS）の登録対象の拡大について

2026年2月2日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、カンボジア税関総局（General Department of Customs and Excise: GDCE）による知的財産権記録システム（税関登録制度、Intellectual Property Rights Recordation System: IPRRS）の登録対象の拡大について、お知らせいたします。

東南アジア知財ニュース第695号（2024年10月2日配信）にてご案内のとおり、2024年9月1日より、カンボジアGDCEは、知的財産権記録システム（IPRRS）の試行を開始しました。商標、地理的表示、著作権の知的財産権と独占販売権の登録について、すでに正式な運用が実施されています。

カンボジアGDCEから聴取した情報によれば、現在、新たにIPRRSの対象として工業意匠が追加され、既に工業意匠についてもオンラインによる申請が可能となっています。なお、本件は商標、地理的表示、著作権及び独占販売権が登録可能である旨のこれまでの規定が改正されたものではなく、レターを含めて公表文書等は発出されていないところ、あくまで運用ベースで開始されているものである点にご注意ください。

事務局では、引き続きカンボジアGDCEと連携しつつ、情報を注視してまいります。

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。